

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によって、地域森林計画を立てようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区の名称	関 係 市 町
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市

二 縦覧場所

広島県農林水産局農林整備部林業課並びに各広島県農林水産事務所及び農林事業所

三 縦覧期間

平成二十一年十月十五日から平成二十一年十一月十三日まで